

# 入国許可の要件(抜粋)

## 出入国管理及び難民法 5条

次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。(17項目のうちの一つ)

三「生活上、国又は地方自治体の負担となるおそれのある者」

## 入国管理局の審査(日本における生計の維持)

例:企業の採用が内定している。

身元引受人が扶養する。

生計を維持することができる資産がある。